

22監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年6月8日に福岡市長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月2日

福岡市監査委員	おばた	久	弥
同	黒	子	秀勇樹
同	石	井	幸 充
同	大	松	健

1 監査報告と措置の件数

- 16監査公表第7号（平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊）公表）分  
 ……1件
- 17監査公表第5号（平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号（別冊）公表）分  
 ……1件
- 20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表）分  
 ……1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

16監査公表第7号（平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号（別冊）公表）分  
 貸付金制度

監査の結果	措置の状況
(2)福岡勤労者福祉センター貸付金ほか4件 ・財団法人福岡市学校給食公社貸付金団体の運転資金等に充てるために貸付金を貸し付けるに当たっては、借入団体の経営状況や貸付金の運用状況等を見ながら、貸付金の必要性の有無や貸付金のあり方について、適宜検討が加えられる必要がある。所管局等においては、貸付金の借入団体の余剰金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸	財団法人福岡市学校給食公社の貸付金については、平成21年9月の学校給食費公会計移行に伴い、貸付金の必要性が無くなったため、平成22年度から廃止した。

付を行っているか等について,さらに, 分析・検討を進められ,貸付金の適切 な運用に努められたい。  (教育委員会)	
---	--

17監査公表第5号(平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号(別冊)公表)分  
平成16年度行政監査(大型生涯学習施設等の管理運営について)

1 設置目的に沿って管理運営がなされているか

(2) 学習機会の提供

監査の結果	措置の状況
<p>ア ボランティアの活用について(意見)</p> <p>今後,市民が学習成果を活用する機会を広げるという観点から,各施設の状況に応じ,各施設におけるボランティアの受入のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>市民のボランティア活動については,平成21年度前期に検討を行い,当館の業務状況に応じたボランティア活動を市政だより11月1日号で公募し,16名の応募があったので,12月1日付でボランティア設置要領を施行するとともに登録を行った。</p> <p>平成21年度ボランティア第1期生については,研修を実施し12月後期の事業より受け入れており,現在活動中である</p>

20監査公表第8号(平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表)分  
平成19年度行政監査(普通財産(土地・建物)の管理について)

1 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>c 博多区住吉(土地 30.38㎡)</p> <p>民間駐車場(コインパーキング)内に一部市有地が帯状に取り込まれているが,適切な手続きを経ないまま,正当な権限なく使用されている状態である。</p> <p>コインパーキングは,市有地の周囲の土地の所有者から土地を借りた業者により経営されている。平成11年度に周囲の土地の所有者と市有地の売却交渉をしており,相手方</p>	<p>当該市有地については,占有している隣接地所有者及び看板業者に平成21年11月から貸付を行っている。</p>

から即時に買い受けることが、資金繰り上困難であるため、1年程度、資金調達期間として貸付けで対応して欲しいとの申し出があっていたにもかかわらず、貸付契約を行わないままその後の交渉も行われず、長期間に渡り、交渉が中断している状態である。

相手方との交渉は、状況に応じて弾力的かつ継続的に行うべきであり、何らかの都合で中断した場合は、できるかぎり速やかに再開するよう努められたい。

(財産運用課)